

## 時差勤務制度の新たな運用について

### 1 趣旨

これまでの時差勤務制度は会議等の業務上必要な場合にのみとしていたが、職員のワークライフバランスの推進のため、市民サービスに影響のない範囲で所属長等が認める場合には、希望する職員が時差勤務を実施できるようにするもの。

### 2 運用開始日

令和3年11月1日（月）

### 3 対象職員

通常勤務時間（午前8時30分から午後5時15分）で勤務する職員で、時差勤務を希望する職員。

### 4 時差勤務の内容

通常勤務時間から始業時刻を2時間繰り上げ、終業時刻を3時間繰り下げた下記区分での勤務。

区分	勤務時間の割振り
時差1	午前6時30分から午後3時15分まで
時差2	午前7時00分から午後3時45分まで
時差3	午前7時30分から午後4時15分まで
時差4	午前8時00分から午後4時45分まで
時差5	午前9時00分から午後5時45分まで
時差6	午前9時30分から午後6時15分まで
時差7	午前10時00分から午後6時45分まで
時差8	午前10時30分から午後7時15分まで
時差9	午前11時00分から午後7時45分まで
時差10	午前11時30分から午後8時15分まで

### 5 各庁舎の開庁時間について

各庁舎の開庁時間（午前8時30分から午後5時15分）に変更はありません。